

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【会社名】 わらべや日洋株式会社

【英訳名】 WARABEYA NICHIO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 妹川 英俊

【本店の所在の場所】 東京都小平市小川東町五丁目7番10号

【電話番号】 042 - 345 - 3131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 森浦 正名

【最寄りの連絡場所】 東京都小平市小川東町五丁目7番10号

【電話番号】 042 - 345 - 3131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 森浦 正名

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成22年6月30日開催の臨時取締役会において、平成22年9月1日を効力発生日（予定）として、当社の100%出資連結子会社である株式会社デリモアを吸収合併することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社デリモア
本店の所在地	埼玉県吉川市大字南広島442番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 森 松逸
資本金の額	50百万円（平成22年2月28日現在）
純資産の額	1,464百万円（平成22年2月28日現在）
総資産の額	3,693百万円（平成22年2月28日現在）
事業の内容	食品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成20年2月期	平成21年2月期	平成22年2月期
売上高（百万円）	5,872	7,102	7,958
営業利益（百万円）	420	10	252
経常利益（百万円）	512	77	169
当期純利益（百万円）	512	57	169

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

- ・ わらべや日洋株式会社 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社デリモアの発行済株式を全て保有しております。
人的関係	当社の役員4名が株式会社デリモアの役員を兼務しております。
取引関係	当社は株式会社デリモアへ資金の貸し付け、金融機関からの借入に対する債務保証および担保提供を行っております。また、当社は株式会社デリモアから製品を仕入れております。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社デリモアは、平成18年2月の操業開始以降、主としてイトーヨーカドー向けの米飯、調理パン、惣菜等を製造してきましたが、平成21年11月からは、これに加えてセブン・イレブン向けチルド弁当の製造も行っています。

今後は、株式会社デリモアの生産機能をセブン & アイグループ向けチルド商品の開発・製造拠点と位置付け、グループ経営資源の効率的な活用により同グループとのさらなるビジネス拡充を目的として当社が吸収合併することといたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社デリモアは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

株式会社デリモアは当社の100%出資連結子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の内容については、(6)「合併契約書」のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	わらべや日洋株式会社
本店の所在地	東京都小平市小川東町五丁目7番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 妹川 英俊
資本金の額	7,285百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	食品の製造・販売

(6) 合併契約書

合併契約書

わらべや日洋株式会社(以下「甲」という。)と株式会社デリモア(以下「乙」という。)は、両会社の合併(以下「本合併」という。)に関して、次のとおり契約する。

(存続会社と解散会社)

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散する。なお、甲及び乙の商号及び住所は下記のとおり。

記

甲：商号 わらべや日洋株式会社

住所 東京都小平市小川東町五丁目7番10号

乙：商号 株式会社デリモア

住所 埼玉県吉川市大字南広島442番地1

(合併の対価の交付)

第2条 甲は、乙の全発行済株式を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、株式その他对価の一切を交付しない。

(資本金及び資本準備金の額)

第3条 本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は変動しない。

(株主総会)

第4条 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併を行うことについて甲の株主総会の承認を受けない。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併を行うことについて乙の株主総会の承認を受けない。

(効力発生日)

第5条 本合併が効力を生ずる日を平成22年9月1日とする。ただし、当該日までに合併に必要な手続を全て行うことができないときは、甲及び乙の合意により、当該日を変更することができる。

(引継ぎ)

第6条 甲は、乙の平成22年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において引き継ぐ。

(管理執行義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって財産の管理及び営業の執行を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議し、合意の上、これを行うものとする。

(従業員)

第8条 甲は、吸収合併がその効力を生ずる日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。なお、その取扱いについては、別途甲及び乙が協議のうえ決定する。

(解散費用)

第9条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じた場合、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合もしくは甲及び乙が本合併の実行が不可能と判断した場合には、甲及び乙は協議の上、合併条件を変更し、または、本契約を解除できる。

(規定外条項)

第11条 本契約に定めた事項のほか、合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲がその原本を、乙がその謄本を保有するものとする。

平成22年6月30日

東京都小平市小川東町五丁目7番10号

(甲) わらべや日洋株式会社
代表取締役社長 妹川 英俊

埼玉県吉川市大字南広島442番地1

(乙) 株式会社デリモア
代表取締役社長 森 松逸

以上